

生活指針

1 学習の態度

- 1 学習に際しては常に各教科の予習復習を怠らず、真面目にかつ研究的に勉学する。
- 2 授業中は静粛にして、他人に迷惑になるような行動は厳に慎む。
- 3 自習の時間は教科担任または担任、教務部の指示に従う。
- 4 課題は、必ず期限までに完成し、提出物は遅れないようにする。
- 5 考査は、日頃の実力を発揮するよう全力を注ぐとともに公明正大な態度をとる。

2 登校下校

- 6 始業5分前には登校する。
- 7 登校後は許可なく校外に出てはならない。止むを得ず外出する時は、HR担任の許可を受け、外出許可証を受け取る。
- 8 始業・終業・下校時刻
始業 午前8時10分
終業 S H R ・掃除終了時
下校 午後6時（「8のつく日」等は午後5時30分）
（部活動・課題講座等を除く）
- 9 下校時刻以降学校に居残る場合は、管理者に届出て許可を受ける。また休日に登校する場合は、事前に担当の先生に連絡して許可を受ける。
- 10 通学には、なるべく徒歩が望ましいが、自転車通学許可区域の者で必要なものは、届け出て許可を受ける。
- 11 特別の事情のない限り、自転車以外の車による通学は許可しない。

3 生活態度

礼 儀

- 12 上・下級生は互いに敬愛し、学年差による隔絶感をなくして、明朗な学園

を築こう。

- 13 常に礼儀正しい言葉遣いと気品ある態度を心がけよう。

秩 序

- 14 机や椅子その他校具を勝手に移動させない。
- 15 校内の施設、備品等を大切に使用し、落書・汚損・破損などしない。万一破損したときには、HR担任に申出て指示を受ける。
- 16 昼食は、所定の時間に所定の場所とする。
- 17 物置・用務員室等、教室以外の部屋へみだりに出入りしない。

風 紀

- 18 常に、高校生としての自覚と責任をもつ。
- 19 暴力行為は厳禁する。
- 20 飲酒・喫煙はしてはならない。
- 21 友人との交際は、常に明朗で他の疑惑誤解を招かないようにする。
- 22 好ましくない飲食店及び娯楽場等に立ち入らない。
- 23 金銭物品の貸借は、止むを得ぬ場合のほかは厳に慎む。また不必要な金銭、貴重品は持参しない。

届 出

- 24 物品を遺失、または拾得した場合は、直ちに届出る。
- 25 次記の場合は、必ず事前にHR担任、関係部署を通じて願い出て、校長の許可を受ける。
 - ① 対外試合。
 - ② 掲示・印刷物の配布・出版物の刊行。
- 26 アルバイトは原則として長期休業中のみ認める。アルバイトを行う場合は、必ず事前にHR担任、生徒支援部を通じて願い出て、校長の承認を受ける。

災害予防

- 27 許可なく火気を使用してはならない。火気の取扱いには細心の注意を払う。
- 28 危険を伴うおそれのある実験・作業は、監督教師の指導立会いのもとに行う。

4 保健衛生・清掃美化

- 29 トイレ・手洗場等の清潔を保つ。
- 30 教室の換気・黒板の清拭・ゴミの分別・教室の整頓等に心がける。
- 31 校舎内外の清潔整頓に留意し、建物、器具、備品等の公共物を大切に扱うこと。
- 32 掃除分担区域の清掃は各々の監督者の下、毎日実施する。
- 33 掃除用具は、所定の場所に整理保管する。

5 服 装

- 34 本校生徒は、いずれかの制服を着用することとする。

・学生服

制帽 学生帽に校章をつけ、白線2本を縫いつける。ただし購入および着帽は任意。

制服（冬）黒詰襟学生服（上下）。型は標準のもの。左襟に校章をつける。

（夏）白半袖以上のカッターシャツまたは開襟シャツを着用し、左胸に校章をつける。

・セーラー服

（冬）濃紺のセーラー服、濃紺スカートまたは濃紺スラックス。襟、袖口に白線3本。白ネクタイ。左胸に校章をつける。

（夏）白のセーラー服、濃紺スカートまたは濃紺スラックス。紺襟に白線3本、長袖は紺カフスに白線3本。紺ネクタイ。左胸に校章をつける。

- 35 登下校時のはき物は華美でないものを使用する。ただし、革靴でのグラウ

ンド立ち入りは禁止する。

- 36 くつ下は白色無地のソックスを着用する。またスカートの場合はソックスの下に、ベージュもしくはそれに準ずる色のストッキングを着用してもよい。

- 37 冬服着用時は黒色無地のタイツを着用してもよい。また、黒タイツの上に黒ソックスを着用してもよい。フォーマルデーは36とする。なお、フォーマルデーは別途定める。

- 38 体調管理のため制服の上に防寒着（マフラー、防寒帽子等を含む）を着用しても良い。防寒着は制服に合った節度あるものとする。着用は冬服を原則とするが、夏服着用時で一日の寒暖差が大きい時や、体調管理が必要な時は、防寒着を着用しても良い。

- 39 止むを得ず異装をしなければならない時は、生徒支援部に届出て許可を得る。

- 40 頭髪は、高校生らしく常に清潔・端正に整えるよう心がける。パーマをかけたり、特異な髪型をすることは禁止する。

6 出 欠 席

- 41 欠席・遅刻・早退の届出は、事前に保護者から学校に連絡を入れてもらう。

- 42 家族・近親の喪に当たった時は学則により忌引が認められる。直ちにHR担任に届出る。

7 政治的活動

- 43 政治的活動については、高校生としての本分を侵さないよう、適切に行うこと。また、選挙権の有無に関わらず別途定める本校「生徒の政治的活動への対応に関する方針」に従う。

（令和5年4月改定）

生徒の政治的活動への対応に関する方針

1 学校の構内

(1) 授業時間内（日課内）、学校管理下

- ① 対象時間帯は日課の開始時刻から終了時刻までで、授業間の休憩時間、昼休み、掃除、課題講座等の時間を含み、部活動のみが実施されている時間は除く。
- ② 日課内の政治的活動・選挙運動は、学校教育上の支障があるため、また本校の政治的中立性を確保するため禁止とする。

(2) 放課後等、学校管理下

- ① 対象は（1）の①に定めた時間内で、下校時刻までとする。
- ② 日課外の選挙運動は、本校の政治的中立性を確保するため、禁止とする。
- ③ 日課外の政治的活動は、適正な申請を行い、学校施設の物的管理・運営管理の上での支障をきたさないと学校長が認め許可した場合には、行うことができる。その際、以下の基準を満たすものとする。

- ・外部の人物（本校の生徒以外）が参加しない活動であること
- ・生徒同士が対等に話し合う活動であること
- ・強引な勧誘、支持の強要を伴わない活動であること
- ・他の生徒の学習活動、部活動等に影響を及ぼさない活動であること
- ・他生徒や教職員、学校施設への危害が加えられるおそれがない活動であること
- ・施設の管理者として、施設と利用者の安全を確保できる責任者が立ち会える活動であること

(3) 休日等、学校管理外

- ① 休日等の政治的活動・選挙運動は、行政財産（学校）の目的外使用許可に関わる岐阜県共有財産規則第十五条の各号に該当しないため、禁止とする。

2 学校の構外

構外における政治的活動、選挙運動は、保護者の理解のもと、各人が責任をもって行うこととするが、関係法令等に抵触する活動については禁止する。

「生活指針検討会議」規約

1 会議の設置

岐阜県立斐太高等学校では、継続的に「生徒生活指針」全般を検討する「生徒指針検討会議」を設置する。

2 会議の目的

本校の「生徒生活指針」について、職員、生徒、保護者、同窓会の代表が一堂に会して議論し、その改善策について検討することを目的とする。

3 位置付け

各種委員会と同等の位置付けとする。校長は本会議には属さない。

4 構成

主務者および議長は教頭とする。議決権のない議長とし、下記の議決権を有する16名で構成する。

- ・学校運営協議会：2名（会長、副会長を原則とするが、会長の指名により変更可能）
- ・同窓会：2名（有斐会会長・副会長を原則とするが、会長の指名により変更可能） ※3
- ・保護者：男女各2名（育友会会長を含む育友会役員）
- ・生徒：男女各2名（生徒会会長を含む生徒会役員）
- ・職員：男女各2名（生徒指導主事・特別活動部長を含み、年齢構成にも配慮する）

5 提案

会議の開催は不定期とし、下記の場合に開催する。ただし、下記以外

であっても学校長が認めた場合には、開催することができる。

- ・ 学校運営協議会からの提案：学校運営協議会で承認が得られたもの
- ・ 同窓会からの提案：有斐会理事会で承認が得られたもの
- ・ 育友会からの提案：育友会実行委員会で承認が得られたもの
- ・ 生徒からの提案：生徒議会の承認が得られたもの
- ・ 職員からの提案：企画委員会の承認が得られたもの

6 議決

会議は過半数の出席によって成立し、原則として過半数の賛成が得られたものを学校長に提案する。会議で得られた改定案は、学校長了解の下、教頭から企画委員会に提案され、職員会議を経て、学校長が決定する。

7 補足

現状（法令や規則等）に合わせた条項の追加、修正については企画委員会に提案され、職員会議で承認を受け、さらに生徒会に提示され承認を得られたものは学校長の判断で追加修正ができる。また、その条項は育友会、同窓会、学校運営協議会に報告する。

（令和元年9月制定 令和3年8月改定）